

令和7年度先端IT人材育成支援事業委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度先端IT人材育成支援事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の目的

本県の情報通信産業は、国内市場からの遠隔性といった地理的不利性を克服し、アジア地域との近接性やリスク分散の観点から、沖縄が優位性を発揮しうる産業分野である。また、社会経済のデジタル化が進展する中、労働力不足に対応しつつ企業の稼ぐ力を向上させるためには、あらゆる産業においてデジタル化やDXの推進が求められており、情報通信産業に対する需要はより一層高まっていくことが予想される。

その一方で、県内ソフトウェア事業者の従業員一人当たりの年間売上高は全国平均の5割程度となっており、ITビジネスの高度化や労働生産性の向上が課題となっている。加えて、AI、IoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータ等の技術進歩のスピードも速く、各産業のビジネスモデルの変革にIT事業者が対応していくには、技術力の更なる高度化や多様化、新たなビジネスを提案できる高いレベルの人材を継続的・安定的に育成・確保していく必要がある。

そのため、本事業において、県内ITエンジニアの高度化・多様化に資する技術講座、資格対策講座、マネジメント力やビジネスプロデュース力を育成する講座を実施することにより、高度で単価の高い開発業務に対応できる人材を育成し、県内IT事業者の技術力・開発力の高度化とデジタル社会に即したビジネス転換を目指す。

具体的な成果目標として、本事業による講座受講者数が延べ200人以上となるように取り組む。

4 委託業務の内容

沖縄県との調整に基づき、その指示の下、講座受講者数が延べ200名以上となるよう、次の業務を行う。

なお、本事業において対象とする人材（受講対象者）は次の分野である。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 情報サービス分野 |
| イ | ソフトウェア開発分野 |
| ウ | 通信・ネットワーク分野 |
| エ | コンテンツ制作分野 |
| オ | コールセンター分野 |
| カ | その他本事業趣旨に合致する分野（他産業のIT部門担当者等） |

(1) 座学型研修の実施

次の①から④までの研修等について、計 25 講座以上の開講が可能な実施計画とし、また、多くの事業所に本事業を活用してもらうために、新しい事業者の講座実施を優先するなど、事業者毎の受講回数を調整すること。

① 先端 I T 技術講座

先端技術に関するアップスキリングやリスキリングを目的として、I o T、A I、ビッグデータ、クラウド技術、アプリケーション開発、サイバーセキュリティ等に関する技術研修や講座を実施すること。

② 資格対策講座

先端技術等の I T に関する資格（国家及び民間）に関する資格試験対策講座を実施すること。

※但し、各資格試験の受験料は対象外とする。

③ ビジネスプロデュース力養成講座

他企業との連携による D X の取組や I C T 技術による新たなビジネスを企画・提案・実行するビジネスプロデュース力等を習得できるカリキュラムを用いた講座を実施すること。

④ プロジェクトマネジメント力養成講座

開発案件の上流工程等に関するプロジェクト全体のマネジメントスキルが習得できるカリキュラムを用いた講座を実施すること。

(2) 実践的な研修の実施

O J T 研修や P B L 研修など、実践的に学習する形で人材の育成が図られるような講座を計 8 講座以上実施すること。県内企業の要望に応じて受講者の県外派遣、県外講師の招聘による企業内研修などを行うことにより、講座の受講を通して企業の業務受注拡大やビジネス展開等に資するものであること。

(3) セミナー等の開催

県内 I T 事業者が抱える共通の経営課題への対応手法や企業連携による新たな I T ビジネスのアイデア創出を図るため、経営者や管理者層を対象としたセミナーを 4 回以上開催すること。

(4) 講座及びセミナーの周知活動の実施

① 受講者および活用企業を確保するために、ホームページ、メールマガジン、SNS 等による広報活動を実施するほか、県内 I T 関係団体と連携し、本事業内容及び講座開設に係るきめ細かな周知を実施すること。

② 事業概要が記載された周知用のパンフレットを 500 部作成すること。記載内容については、沖縄県と調整すること。

(5) 県内企業等のニーズ把握及び事業効果の検証

研修等の実施にあたっては、沖縄県情報通信関連産業団体連合会の会員団体（4団体）及び県内IT事業者に対してヒアリング等を実施し、企業の人材育成に関する幅広いニーズを把握すること。

また、受講者アンケートやIT関係団体・事業者からのヒアリング等を実施し、研修等実施の成果や本事業の事業効果を検証すること。

なお、令和7年度は本事業の最終年度であることから、当該年度を含む過去5年間の事業の効果について、本事業の受講生や、受講生の所属企業等を対象にヒアリングを実施するなどして検証し、その考察結果を整理すること。加えて、今後、より実効性のある施策検討の参考とするため、事業の成果に加え、課題の洗い出しやその改善案、望ましい支援のあり方等を分析し報告すること。本項に記載した検証・分析結果については、7月下旬を目途に県に対して中間報告を行うこと。

(6) 沖縄県との連携

沖縄県が策定した「おきなわ Smart 産業ビジョン」（2022年7月）が掲げる目標や施策の方向性等を踏まえ、同ビジョンに基づき実施される各種情報通信産業振興施策との相乗効果が発揮されるよう可能な限り協力すること。

(7) 実施体制

本業務を円滑に進めるため、総括責任者を1名、研修担当者1名以上、経理担当1名を配置した事務局を設置し、産業界の課題・意見・要望などを把握・検討し、沖縄県と連携しながら本事業に反映できる体制を整備すること。

研修等の進捗状況報告及び研修等計画の確認・決定のため、月1回以上、沖縄県庁内において定例会を開催すること。

その他、外部有識者に対しても随時意見を求めるほか、把握した業界の状況や課題等についても沖縄県へ随時共有し、事業の円滑な実施に努めること。

(8) その他

上記のほか、本委託業務の目的に沿って、事業者自らが有する専門知識やノウハウ、教育手法等を活用することでより有用な結果が得られると考えられる事項があれば、上限額の範囲内で提案をすること。

5 成果物

(1) 実績報告書を紙媒体で1部及び実績報告書の電子ファイル（CSVファイルを含む）を電子媒体で沖縄県に納品すること。

(2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提と

して極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

- ② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

6 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50% を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・ 契約金額の 50% を超えない業務
- ・ その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計
- ・その他、県が簡易と決定した業務

7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。